

大口町告示第40号

大口町原子爆弾被爆者受診費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町原子爆弾被爆者受診費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町原子爆弾被爆者受診費助成金交付要綱（昭和 6 1 年大口町告示第 1 3 号）の
一部を次のように改正する。

様式第 3 中

「

	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店
普通	口座番号	

」

を

「

	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店
普通	口座番号	
フリガナ 口座名義人		

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(新)

様式第 3（第 6 条関係）

請 求 書

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

下記のとおり請求します。

記

金 円

ただし、原子爆弾被爆者受診費助成金として

振込指定金融機関

<u>銀行</u>		<u>支店</u>
<u>信用金庫</u>		
<u>農業協同組合</u>		
<u>普通</u>	<u>口座番号</u>	
<u>フリガナ</u> <u>口座名義人</u>		

(旧)

様式第3（第6条関係）

請 求 書

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

下記のとおり請求します。

記

金 円

ただし、原子爆弾被爆者受診費助成金として

振込指定金融機関

<u>銀行</u>		<u>支店</u>
<u>信用金庫</u>		
<u>農業協同組合</u>		
<u>普通</u>	<u>口座番号</u>	